

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、談合を未然に防止し、他の入札参加者との公平性を確保するために、資本関係又は人的関係がある者（以下「関連会社」という。）同士の同一入札への参加を制限することについて必要な事項を定めるものとする。

(参加制限の対象となる入札)

第2条 この基準は、市が制限付一般競争入札により発注する建設工事に適用する。

(基準)

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当する入札参加者を同一の入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる次の場合

ア 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

イ その他(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(4) 共同企業体においては、同一の共同企業体の構成員同士、他の共同企業体との構成員同士又は共同企業体の構成員と単体企業が(1)から(3)までの関連会社同士の場合。ただし、高度な技術を要する等の工事として、入札公告等において、同一の共同企業体の構成員同士の参加を認める場合を除く。

(入札公告等への記載等)

第4条 入札参加条件として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加申込時に基準に該当しないことを誓約した入札参加申込書を提出するものとする。

(基準に該当する場合の取扱い)

第5条 基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反したとして、加東市契約規則(平成18年加東市規則第38号)第13条第7号の規定により、無効とする。ただし、基準に該当する者の1者を除く全てが入札書受付締切日時までに入札を辞退した場合は、残る1者が行った入札は無効としない。

2 基準に該当する複数の者が虚偽等により入札を行い、落札決定に至った場合は、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者を指名停止処分の対象とする。

(留意事項)

第6条 基準に該当する複数の者が、この運用基準を遵守する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に公告等を行う制限付一般競争入札から適用する。